

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、大竹市から、広島圏都市計画道路三・四・一〇六号駅小島新開線、三・五・一一〇号立戸小島新開線、三・五・一一一号北小島大竹港線の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦